

潮来市への転入手続きに伴うマイナンバーカードお手続き（別紙）

マイナンバーカードに関する重要なご注意点

- ① マイナンバーカードの券面更新手続きについて
マイナンバーカードを転入先で引き続きご利用される方は、転入届をご提出いただいてから90日以内にお手続きをしていただかない場合、マイナンバーカードが失効します。
マイナンバーカード情報の更新手続きをされずにコンビニエンスストア等で住民票を取得すると、正しい情報が記載されない場合があります。
お手続きいただいた場合でも、データの更新のため1営業日の間はコンビニエンスストアを利用した証明書の交付を利用できません。
- ② マイナンバーカードの署名用電子証明書（更新）手続き（電子証明書が発行されている方のみ対象）
マイナンバーカード情報の更新手続きがされていない場合、転出等の手続きなどマイナポータルサービスの一部等に影響いたします。
※15歳以上の方で、交付時等に6桁以上の英数字の暗証番号を決めた方は署名用電子証明書が付与されています。

照会回答書での手続きの流れ

（1）来庁1回目（申請書記載のみ）

①持参物

- ・本人のマイナンバーカード
- ・代理人の身分証明書2点（運転免許証等の顔写真付証明書 + 保険証等）

②申請書を代理人が記載。

- 同時に
手続可能
です
- ・暗証番号再設定の場合は暗証番号再設定の申請書をご記入いただきます。
→再設定をする暗証番号に○をつけていただきます。
 - ・マイナンバーカードの更新のお手続きの場合は、券面更新・電子証明書発行の申請書をご記入いただきます。
 - ・本人の情報に加え、代理人欄に、住所、氏名、生年月日、本人との関係、連絡先を記入していただきます。

（2）本人あてに照会回答書を郵送

暗証番号や委任する人の内容等、必要事項をご記入ください。

暗証番号が相違していた場合、照会回答書をご持参いただいても、マイナンバーカードの更新等のお手続きはできません。

代理人が暗証番号の再設定のお手続きを行う場合、同様に照会回答書による暗証番号再設定のお手続きを行う必要があります。

照会回答書の有効期間は4週間です。有効期間が切れた場合は始め（申請書の記入）からのお手続きとなります。

1回目の来庁者と2回目の来庁者が相違していても委任状に記載していただければ大丈夫です。

（3）来庁2回目（代理での手続き可能）

その場合は（1）②の書類を再度ご記入いただきます。

①持参物

- ・本人が記載した照会回答書を封緘して持参。
潮来市の様式では、照会回答書に暗証番号記載欄があります。
- ・本人のマイナンバーカード
- ・代理人の身分証明書2点（運転免許証等の顔写真付証明書 + 保険証等）